

Q-60

207  
208

再版

各國公認教要略

020315-000-8

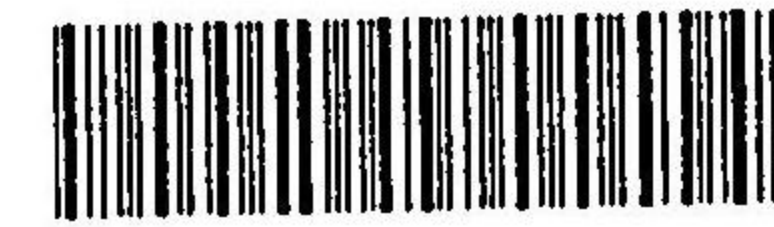
特48-563

各國公認教要略

2版

M31

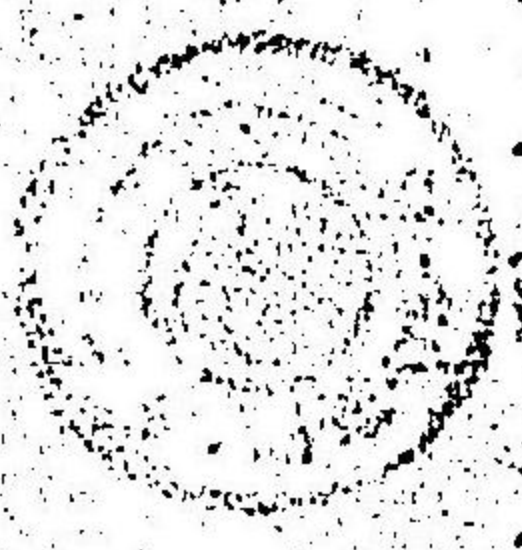
ABI-0121





於同心を發揮して以て民心を一致するが如き其治化に益するは鮮  
 少なきはされば國家自身存続の爲に保護獎勵して其目的を達せしめ  
 るべからず是國家自身の任務たる故に其進歩を推進する所以に  
 必要と爲す然るべきの事なりとす然りと雖も國家は其國籍及  
 民情を保持せざるを得ざるものなるを以て或る宗教の教義或は  
 組織にして國籍民情と相容れざるものは當に之を公認すべからず  
 道理を有せざるのみならず其年所を経る久しからず信徒を有す  
 る多かるものゝ如きは亦之を公認するの必要をも見ざるな  
 り此等たるもの察せざる可けんや

各國公認教要略目次



### 各國公認教要略目次

- 英吉利王國……………一
- 奧太利帝國……………七
- 佛蘭西共和國……………一三
- 獨逸……………一七
- 普漏士王國……………二二
- 巴威王國……………二九
- 瓦耳天堡王國……………三三
- 伊太利王國……………三九
- 白耳義王國……………四三
- 北米合衆國……………四三

### 各國公認教要略目次畢



の享有する特異の待遇にして重要なるものを擧ぐれば左の如し

- 一 國王即位戴冠の大禮は英吉利教の「カンタベリー」大教監之を行ふ
- 二 國王は教師總會を召集し之を監督し之に閉會を命す其決議は國王の認可を受くるを要す
- 三 英吉利教の大教監、教監、教監參議等の高等教師は國王之を任命す現今英吉利教の大教監二人、教監二十六人あり
- 四 教師は官吏たるの待遇を受く殊に「カンタベリー」大教監は國中の至高官吏として「ロードチャンセル」の上に列す
- 五 教師は陪審官又は町村吏員たるの義務を免除せらる
- 六 教師は兵役の義務を全免せらる
- 七 純然たる宗教事件又は教師懲戒事件に關する宗教裁判所の裁判に對しては樞密院司法部に上告を許す

八 政府は教區の廢合新設を爲し教師の收入を平均し一區に於ける過剰の收入を他區に流用し以て英吉利教の改善教誨の普及を計らん爲め教會委員なるものを設け高等教師并に英吉利教を信奉せる國務大臣等の高等官吏を以て其委員とし千八百六十年より此目的に従事せしめたり

九 新たに會堂の建設を必要とする教區を調査し其費用を政府より下附する爲め政府は千八百十八年教會建設委員なるものを置き國庫より一百万磅を之に附與し尙七年の後之に五十萬磅を追加し委員の議決に依り會堂建設に付き教會に附與する寄附金又は補助金を其中より支辨せしむ此委員には各教監の外若干の高等官吏をも之に加ふ

十 收入の少なき地方牧師を補助するの目的を以て女王「アン」仁惠基金なるものを設け法律を以て其管理委員を定め國王は毎年

一萬七千磅を之に下附す其後國法を以て人民が貧困なる牧師を保護するの目的を以て之に土地を寄附せんと欲するときは之を右基金に寄附すべきことを命じたるが故に右基金は此土地をも其目的に使用するを得ることとなり其他國會も千八百九年より毎年十萬磅を該基金に寄附し百萬磅に達するまで繼續すべきことを議決し該基金が今日まで收入したる總額は實に四百萬磅以上の多額に上れり

十一、英吉利教の大教監二人教監二十四人は上院の議員たる權あり

十二、英吉利教及加特力教の教師は下院の議員に選舉せらるゝことを得ず

十三、加特力教に在りては祈禱行列を行ひ又は教師が會堂以外に於て法衣を着用するを許さず

十四、一般に登記せられたる教社の教師は兵役の義務を免せらるる蘇格蘭にては千七百七年英蘭と合併して大不列顛國となれる以前より新教の一派たる長老教會を以て國教と定め該教會の教義儀式並に組織は國會の議決を経法律を以て定められたるものなりと雖ども其國家との關係は當初より英吉利教の如くに密接ならず該教會は獨立自治の權を有し教務大會を開き全般の司法行政を行ひ教師を監督懲戒す而して國王は該大會に委員を派遣し臨席を命ずるの權あるのみ千八百四十三年長老教會分裂して新たに自由教會及一致長老教會の二派を生じ兩者は共に國家と關係を絶ち全く自治權を有し私人の寄附を以て其費用を支辨せり

●雖ども獨り長老教會の教師は國王より任命せられ國庫より俸給を受け現今此教會に補助する金額は毎年三十五萬磅に達せり

●愛蘭は從來加特力教の行はれたる國にして千八百一一年英蘭を合



- 二、法律上の承認なき宗教、此宗教の信徒は全く結社を爲すことを得ず、禮拜儀式を行ふは其私宅内に於てするに限り自由なりと雖ども、是れ亦法律に違背し又は風俗を害するものたるを得ず。此私宅内の儀式には公衆をして參與せしむるを許さず。
- 第一種に屬する教會及教社は何れも特權を有する公法人の資格を有し、特別なる權利及び榮譽を享受するものたり、今其重要なるものを摘記せば左の如し。
  - 一、共同して公然禮拜及儀式を行ふの權
  - 二、財産を得取するの能力殊に教育又は慈善の目的を以て設立せられたる營造物、財團及び積立金を管理するの權
  - 三、教會内の事件を獨立して處理するの權、以上は憲法に於て規定するものに係る

- 四、所有の會堂及墓地等不動産は民事訴訟の執行上之を差押ふるを得ず
- 五、宗教上の目的に使用する爲め政府の同意を経て教會の信徒より徵收する課税及教職手数料は政府行政上の執行處分に依りて之を取立つることを得
- 六、牧師は國家の委任に基づき信徒の出生、死亡及婚姻に關する登記を掌どり、政府の監督を受け、該登記簿を管理す、但し猶太教に在りては政府の命じたる登記官吏之を取扱ふ
- 七、各教々師は其職務上官吏と同一の待遇を受く
- 八、教師志望者は其修學中徵兵を猶豫す、教師資格を得たるものは之を後備役に編入し、戰役中は之に従軍布教師を命ずることを得
- 九、教師の收入には町村税を免除す



十、教師は官吏と同じく納税額の如何に拘はらず選舉權を有す

十一、教師は陪審官たるの義務を免除せらる

十二、教會の命令を以て國法に違背するものと爲し又は教會の課税に異議あるものは行政上訴願の途に依り不服を申立つることを得

十三、政府は毎年一定の金額を新教補助費として該教會に附與す又舊教に就きては政府は宗教基金なるものを設けて之を管理し該教會牧師の收得が一定の金額に達せざるときに限り右基金の中より其不足額を補給す舊教牧師の恩給はすべて政府より支給す

十四、政府は各地の大學に舊教神學科を置き又『ウイン』大學に新教神學科を置き教師志望者をして之に入學せしむ

十五、國內舊教の大教監七人はすべて職務上當然貴族院に列席す

る權を有す其他宗教上顯著なる功績あるものは同院議員に敕選せらるることを得

佛蘭西共和國

此國の宗教は國法上二種に分つ

- 一、法律上承認せられたる宗教 國家が法律を以て承認したる宗教にして加特力教、新教、カトリック派及改革派并に猶太教之に屬し尙スルジトシトにては回々教を之に加ふ
  - 二、法律上の承認なき宗教 此信徒は法律若くは善良なる風俗に違反せざる限りは其私宅に於て宗教上の儀式を行ふを得べきも公然儀式を行ふには如何なる場合と雖ども一般の結社及び集會の權に關する法律に従ふを要し之に依れば一時の集會の場合には自由なるも二十人以上相集りて結社を爲すには必ず先づ政府の認可を経べきものとす
- 政府は何時にても此結社の解散を命ずることを得、此結社は特

別の認許あるときに限り公然教儀を行ふを得、一時の集會を爲すには地方廳の許可を経ば足る又此教社は政府の許可を得ずして宗教上の會議を爲すことを得ず殊に外國に在る團體と聯合するを禁ぜらる尙此教社は法律を以て授權せらるゝに非ざれば法人權を有せず

第一種の宗教は立法上種々の優遇を受く今其重要なるものを擧ぐれば左の如し

一、通常の宗教會議は所定の會場に於て之を開き且教師の監督あるときは無制限の自由を有す政府は妄りに之に干渉するを得ず

二、此宗教の禮拜儀式を妨害したるものは刑法に依り處罰せらる

三、教師が其職權を行ふに當りては政府之を保護す

四、教師は陪審官たるの義務を免ぜらる

五、教師は平時に在りては兵役に服するの義務を免ぜらる

六、教師の處分を越權なりとし不服あるものは行政訴訟を起し政府の救済を仰ぐことを得

七、教師の職務上徴集する手数料は裁判上請求することを許す

八、各町村は其地の牧師に住宅を供し又は宅料を給するの義務あり

九、各町村は其地の教社の宗教費用を補助する義務あり

十、宗教に屬する諸多の營造物は法人權を有し獨立して權利を得、義務を負ふの能力を有す

十一、加特力教の教監は政府之を任命し羅馬教主は之れが承認を爲すに過ぎず

十二、教監及教師はすべて國庫より相當の俸給を受くるの權を有す

十三、中央會堂及教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す

十二以下は特に加特力教のみに關するものなり  
（一）加特力教の會堂は國家の費用を以て之を維持す  
（二）加特力教の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（三）加特力教の中央會堂の費用は國家の費用を以て之を維持す  
（四）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（五）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（六）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（七）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（八）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（九）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（十）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（十一）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す  
（十二）加特力教の中央會堂の教監の居宅は國家の費用を以て之を維持す

獨逸

普漏士王國

普國に於ては教社は其資格及び待遇上二種に分かる所謂公認即ち公けに採用せしめたる教社及び認容教社は公認教社は公法上の團躰たる資格を有し其私法上に於て權利主躰として法人の資格を有するや勿論なり認容教社の中には法人權を許與せられたるものと否らざるものとあり現時に在て新舊舊加特力教をも包含す兩教は公認の教社にして獨逸加特力「ヘルンフーテール」（Hertenfuerter）「ブリッデル」（Brüder）「クエーケル」（Queker）「アングリカーチル」（Anglikanisch）「メノニーテン」（Mennoniten）「バプチスタ」（Baptisten）「猶太教等の諸教は法人權を有する認容教社に屬せしめらるるを要す」  
教社の設立は自由にして何人の認許をも要せず然れども公認教

社たり又は法人の資格ある教社たるには特に法律を以て認許せらるゝを要す

公認教社は其待遇上種々の特権を有す今其重要なるものを擧ぐれば左の如し

- 一、公認教社は公法上の團體として統治者の權力を有するを以て其國家より認められたる範圍内に於ては自由なる立法行政の權を有す故に其行使に關しては國家の監督を受くることなく全然獨立なり
- 二、公認教社の教師は一般に官吏と同様の待遇を受く
- 三、新舊兩教會の經費は多くは國庫より支給せらる
- 四、新舊兩教會は又課稅權を有し國家は教會機關の定めたる賦課を行政上の方法に依り執行するを許す此場合に於て國家官廳は充分の調査を爲し其徵收の適實なると賦課標準の適當なる

- 五、教會は信徒及び教師役員に對し懲戒懲治の處分を爲すを得
- 六、教社所有の土地及び家屋に於て教事に供するものは國稅及び地方稅を全免せらる教師所有の土地及び家屋にして其職務施行上必要なるもの亦同じ又教會は或種の印紙稅及び遺贈稅を免除せらる

七、公認教社の禮拜所は『キルヘン』即ち教堂なる名義を稱するを得

八、新舊兩教の適切なる教師を養成せんが爲め國家は其大學の中に於て神學の分科を置き國費を以て之を維持す

九、教師の職務關係より生ずる財産法上の請求權を訴權なきものとせし若くは其訴權を制限するの規定又は合意は國家の認許ある場合に限り有効とす

十、公認教會及び法人權を許與せられたる教社は侮辱の行爲に對し刑法上の保護を受く(帝國刑法第六十六條)の條は、  
 十一、一般の祭日は多くは公認教會の祭日に依り之を定め國家は刑法上及び行政上之を保護す(以下略)の條は、  
 十二、國家は其設備殊に軍隊、監獄、慈善救貧、病者看護の營造物に於て公認教會の教儀を執行せしめ且之に關する費用を國庫より支出す又慣習上重要な國事に際し公認教會の教儀を行ふとあり例せば帝國議會、各邦議會開會の場合の如し、  
 十三、國家又は地方自治團躰の設立に係る公の學校は大學を除くの外、何れも多くは公認教會と法律上の關係を有し各學校に宗教の二科を置き公認教會の教師をして之を教授せしむ尙小學、  
 正校の教員は所定教派の信徒を以て之に充つるを通例とす、  
 十四、國定教會又は法人權を許與せられたる教社の教師にして現

役以外の軍籍に在る者は兵器を使用する軍務より免ぜられ、牧師以上の資格を有する教師は後備役より免ぜらる、  
 右十以下は獨逸全國に通ずるものにして即ち普漏士の外、下に掲ぐる巴威、瓦耳天堡兩國に於ても公認教社の有する特權とす、  
 法人の資格ある認容教社も亦公認教社の有する二三の特權を有す即ち信仰及び教儀に關する刑法上の保護、教會及び教師所用の土地家屋の免稅、兵役義務履行に關する特例及び集會を爲し教儀を行ふに際し普通の集會結社法に依るを要せざること、の如き是なり又一般に法人權を有する教社に付ては教社脱退に關する法律ありて嚴重の法式を規定し以て猥りに輕卒なる脱教者を出さざらんことを期せり、  
 其他一般の教社に通じて教師の有する特權は地方自治躰の名譽職及び陪審官となるの義務なきこと、俸給差押に關する制限は官







一、公然採用せられたる教社は其儀式を行ふに付き何等の制限を受けざるも私設の教社は私の禮拜を行ふの自由を有するのみ故に私設の教社は禮拜の目的に設けたる建造物内に於て宗教上の集會を催すを得べく其宗教上の儀式は此集會場又は信徒の私宅に於て之を行ふを得るも街上又は公開場に於て公然禮拜を行ふの權なし其他法律又は習慣上公設教社のみに許與し得たる鐘及其他諸種の標章は私設教社の使用するを許さず

二、公設教社の禮拜上の儀式を行ひ又は宗教々育の任に當る教師其他の吏員は公吏と同一の權利及び待遇を享有す

三、公設教社は私法上の法人たる權を有し財産を取得するの能力あるも私設教社は法人權を有せず

四、此教社に屬する公然の禮拜に供する建物は家屋税を免除す又町村税は此教社の禮拜に供するすべての地所家屋に付之を免

除す

五、公設教社の信徒にして教師の俸給禮拜の費用を支辨し且つ必要なる建物の設立維持を計るの資力を有するとき又は法律上認可せられたる方法に由り以上の經費を取立るを得るときは獨立の教區を組織するの自由を有す各教區が宗教上の費用に充つる爲め其信徒に賦課を命ずるときは政府の徵税法に依り之を取立つることを得

六、舊教の教監其他高等教師は國王の任命する所に係る新教の高等教務廳の職員も亦同じ從て何れも國庫より俸給の支辨を受く其他兩教共に政府は各教區の牧師に向て補助金を給す

七、『ミュンヘン』『ウユルツブルグ』の兩大學に加特力神學科を置き『エルランゲン』の大學に新教神學科を置く

八、加特力教に在りては『ミュンヘン』『フライジング』及『バムベルグ』の



此たる場合に限る但法人權附與の條件に付ては一般の規定ある  
 ことなし公認教會の重要な特權を擧ぐれば左の如し  
 一、公認教社は公法上の團體たると同時に私法上法人たる資格を  
 有し其内部の事件に付ては規定の機關により主権者の權力を  
 以て立法及行政の權を行ふ  
 二、公認教社は信徒及教師役員に對して懲戒懲治の處分を爲す可  
 公認得若し其處分にして教會所屬者の自由或は財産に對し其意  
 思に反するものなるときは國家は右處分の法式及實質上より  
 觀察して不都合なきことを確認したる後教會に代はり實行の任  
 務に當る  
 三、公認教社の教師は一般に官吏と同様の權利及待遇を受く  
 四、新舊兩教會費用の大部分は國家之を其豫算に編入し國會の議  
 決を経て國庫より支給す殊に國家は新舊兩教會の教師に對し老

衰又は疾病のため其職に堪へざる場合に於て終身恩給を給す  
 るの義務を負ふ

五、加之教會は又課税の權を有し國家の力を藉て其賦課を執行す  
 るを得

六、新舊教會の六名の大視教及舊教會の教監全員副教監、教監參  
 議各一名は下院議員たるの權を有す

七、教會又は教師の所有に屬し教事に供する土地建物に國稅及地  
 方税を免除せらる

八、國家は新舊兩教會の適當なる教師を養成せんが爲め教職學問所  
 殊に大學内に神學の分科を置き國費を以て之を維持す

九、國王は三大基督教會の一に歸依するを要す  
 其他法人の資格ある認容教社及一般の教社に通ずる特別の規定  
 は猶ほ普國に於けるが如し



れたるものとす。大體の三つのうち、第一は、  
 此の如く多年宗教に屈服したる國家は、一朝にして教主廳を凌駕  
 し爾來教主廳の獨立自治の權は、反て國家の認許を受くべきもの  
 と爲し保障法に於て之を規定し、其他は全く自由主義を取り、古來  
 該教に附與したる特權は、逐次之を廢止し、大學校加特力神學科を  
 設くることを止め、宗教及其儀式舉行を保護する爲めに規定した  
 る犯罪も之を刑法より削除し、加特力教師に兵役を免ずる特權を  
 廢止し、一般の教廳より發する法令の公布施行に付、政府の認可を要  
 せしむるの規定を廢し、其法令が苟も國法若くは公の秩序に違背  
 せしむるは、臣民の私權を侵害するものなるときは、法律上遵守の功な  
 き耳ならず、政府は之を處罰するを得べき旨を規定し、從來該法令  
 に不服なるものに行政上訴願の途を許したることを廢止し、之を  
 して全く普通裁判所の裁判に服せしめ、又加特力教々師及び其信

徒が會堂以外の場所に於て儀式を行ふ爲め會合せしむるは公道に於  
 て祈禱行列を行ふ場合には、保安警察法に遵據し、其幹事又は發起  
 人を以て豫め警察署に申告するを要せしむる等、政府は加特力教  
 會對し殆んど一般私立會社に對する如き觀念を以て、諸般の法制  
 を革め、以て國家教會の分離を計るを得べしと思惟したり、然れど  
 其因襲せる兩者の關係は之を全く除くを得ず、學校諸官廳及び一  
 般人民の遵守すべき祝祭日は、全く加特力教の曆に依り、之を定め  
 たるの外尙保障法を以て左記の如き異常の特權を加特力教に附  
 與せり、  
 一、羅馬教主は其教職上の權能を行使するに付て、全く獨立し、毫も  
 三、政府の干渉を受くことなきこと、  
 二、教主は神聖にして侵す可らざる、教主に對し危害を加へ、又は之を  
 教唆したるものは、國王に對すると同様に處罰せられ、尙言語所

爲若くは刊行の文書を以て公然教主に對し不敬を加へたるも  
 二のも國王に對する不敬罪と同一に處罰を受くべきものとす  
 三、政府は教主に對し國の主權者に對すると同一の敬禮を表し且  
 一加特力教國の主權者より受けたる榮譽を承認すべし  
 四、政府の官吏は其職務執行の爲めと雖ども教廳の許可を経ずし  
 て教主の宮殿又は教主選舉會及世界教務大會の席場に入場  
 するを得ず  
 五、政府は教主廳の吏員が職務上行ひたることに付き之を審問す  
 るを得ず  
 六、外國政府より教主に派遣せる使節は外交上の使節が國際上享  
 有すると同一の特權を内國に於て享有す又教主は其使節を外  
 國政府に派遣することを得  
 七、教主は政府より毎年三百二十萬五千圓の補助金を受け尙

各種の租税及び負擔を特免せらる  
 八「カルチナル」は伊國の有位在官者の中に在りて最高の敬禮を  
 受くるの權あり  
 九、教主廳を始め之に屬する諸營造物は各牧師區に至るまで悉く  
 法人權を享有す



其一般に他人の宗教上の禮拜を妨害したるもの又は教師が其職  
 務を執行するに當り之を侮辱したるものは刑法に依り罰金又  
 或は拘留に處せらるべき事なり又其職の執行に當りて  
 其各牧師區の會堂は町村の所有に屬し尙町村は牧師に住宅を供  
 給し又は宅料を支給するの義務を負ひ其改築修繕を負擔す  
 至此會堂及牧師住宅には地租及び家屋税を免除す  
 四凡て教師は徴兵員に編入せらるるも平時は服役を命ぜらるる  
 事なく又教師志願者は其修業中兵役の猶豫を求むるを得べし  
 五國家は各教の必要なる營造物には法律を以て廣く法人權を許  
 與せり  
 以上列擧したるが如く其嚴行する所平等主義なるが故に或る  
 宗教に附與すべき特權は悉く之を廢止し教會の懲戒裁判及び其  
 賦課徵集の爲めには何れの宗教にも國家の共助を與ふるとなし

是皆各教に通じ遍く適用せらるべき法制なりと雖も國民の大多  
 數が信奉するは加特力教なるが故に實際に於ては其規定も殆ん  
 ど該教のみに關するものたるは何人も腦裏より脱す可からざる  
 點なり(六百十七萬餘の住民中新教及猶太教徒は合して僅かに一  
 萬五千人に過ぎず)  
 然るに憲法第一百七條は宗教教師の俸給恩給は國家の負擔とし  
 其支拂に必要なる金額は毎年豫算に編入すべしと規定せり即ち  
 政府は憲法上の義務として教師の俸給を支給し尙官吏恩給令に  
 準じ其恩給を附與せざる可からざるも此義務は凡ての宗教に對  
 し負ふに非ず即ち憲法制定の時迄は公認せられたる宗教のみを  
 言ひ加特力教新教及び猶太教の三教に之を限る然れども新たに  
 法律を以て他の宗教をも之に加ふるを規定するを得べきは勿  
 論にして即ち千八百七十年の法律は之に英吉利教を加へたり是



は於て此國に在りても亦重要な點に就き宗教の差等を觀るに至り殊に此差等は國家の豫算に關係するが故に議會の協賛を経るの法律を以てするに非ざれば之を増減變更する能はざるなり。加特力教が他教に對し特典を有するは軍隊布教師にして特に加特力教監が任命し政府の之を承諾したる教師は軍隊及び學校に於ける教儀を委囑せられ此教師は軍隊布教師の官名を有し俸給を取れば尉官相當の待遇を享ぐるも他教の教師は陸軍大臣より許可を受けたるに限り信徒の軍人の爲めに報酬を受け教務に従事するを得べし。

三 基督教的の精神の重要なる日曜日  
 北米合衆國

此國の憲法は合衆國政府に或る宗教を以て國教と爲すとを禁ずるのみならず一宗教若くは一教會に特別の優遇を附與する法律を制定するを許さず宗教は總て獨立自由にして各均等の權利を保有すべきものとす而して各州憲法も亦多くは各教平等の主義を取り一宗教に優遇を與ふることなく國家及び地方自治體は宗教上の目的の爲めに税金を賦課徴收するを得ず各教は一般の會社團體と同じく完全なる自治權を有し國家は其内部の組織管理に干渉することなく其機關及び財團は等しく法人の權を有するを得べく又各教の信徒が信教を行ふに當りても同等に之を保護し一般の道德風儀を壞亂するの恐ある場合の外國家は其信教に制限を加ふることなきを以て原則とせり然れども各州政府は合

衆國憲法に拘束せらるゝことなきが故に各州の憲法及び法律は於て其例外を規定するもの尠ならず依て左に其重要なるものを列擧すべし尙ほ之に依り合衆國は一般に基督教のみを重きを置き法律上は國教たるものなきも實際は在がたは基督教を以て國教と見做せることを得ずし國憲に其内情の露顯許せざるものあり

一 萬物の創造者たる上帝の存在を信ぜざるは各人の義務にして此信仰は最良の國本を爲すものなり

二 憲法に於て宣言せらるるものあり

三 基督教に在りて重要なる日曜日の安息は國家一般に行はれ當

一 日は業務を廢するのみならず遊嬉をも慎み之を嚴守するの風

二 盛にして其大多數の州は法律を以て此安息を守らざるものを處罰せり

三 各州政府は慣行上常に感謝日懺悔日及聖日を命じ合衆國政府も亦之を爲し毎年秋收の終りには神に對する一般の感謝日を布告するを以て恒例とせり

四 合衆國政府の議會は毎日祈禱を以て議事を開き之れが爲め兩院は各一人の教師を置き之に俸給を與ふ各州の議會も亦多くは之に倣ふ

五 基督教徒の行ふ宗教行列野外祈禱等の儀式は多くの州に於て之を保護し其儀式を妨害するものは法律に依り處罰せらる

六 憲法に於て基督教の眞理又は上帝の存在を信ぜず且つ未來の賞罰を受くることを信ぜざる者に國家の官職に就くことを禁

ずるものあり『北カロリナ』『ペンシルバニア』『デラウェア』『メリーランド』の諸州尙新教の信徒の外は官職に就くを許さざるものあり『マリーランド』『メリーランド』『南カロリナ』『ニュージージー』『ゼオージージ』『の諸州』の諸州は自由を爲す能はざるものには政府は之に信教の便宜を與ふるを以て當然の義務と認め合衆國并に各州の法律は陸海軍の軍隊及び一般監獄に牧師を置くことを規定せり

九教會財産は殆んど全國に於て國稅地方稅を免除せらる但し土地の免稅は一定の區域に限るものあり『ペンシルバニア』『マリーランド』『メリーランド』の諸州の如し

十宗教の教師には各州共に陪審官たるの義務及び兵役の義務を免除す

十一『バーチニア』州の法律にては會堂内の禮拜中又は會堂に往復の途中に於て教師に對し民事拘留を執行するを禁ぜり

十二數多の鐵道會社は線路附近に住する教師の乗車賃を半減す

十三信徒の結婚に關する教師の證明書は所轄政廳に登記せられ公證の効力を有す

十四宗教上の社團及び財團に法人權を附與するは概ね各州の認むる所なれども『バーチニア』『ミシッソリ』の二州にては全く之を附與せず又『ウイスコンシン』州にては基督教のみに之に許與せり

明治三十一年十一月九日印刷  
明治三十一年十一月十二日發行

著者兼發行者 葦原林元  
東京市麻布區市兵衛町  
二丁目八十四番地

印刷者 高田乙三  
東京市京橋區西紺屋町  
廿六七番地

印刷所 株式會社 英舍  
東京市京橋區西紺屋町  
廿六七番地



明治三十一年十一月九日印刷  
明治三十一年十一月十二日發行

著者兼發行者

葦原林元

東京市麻布區市兵衛町  
二丁目八十四番地

印刷者

高田乙三

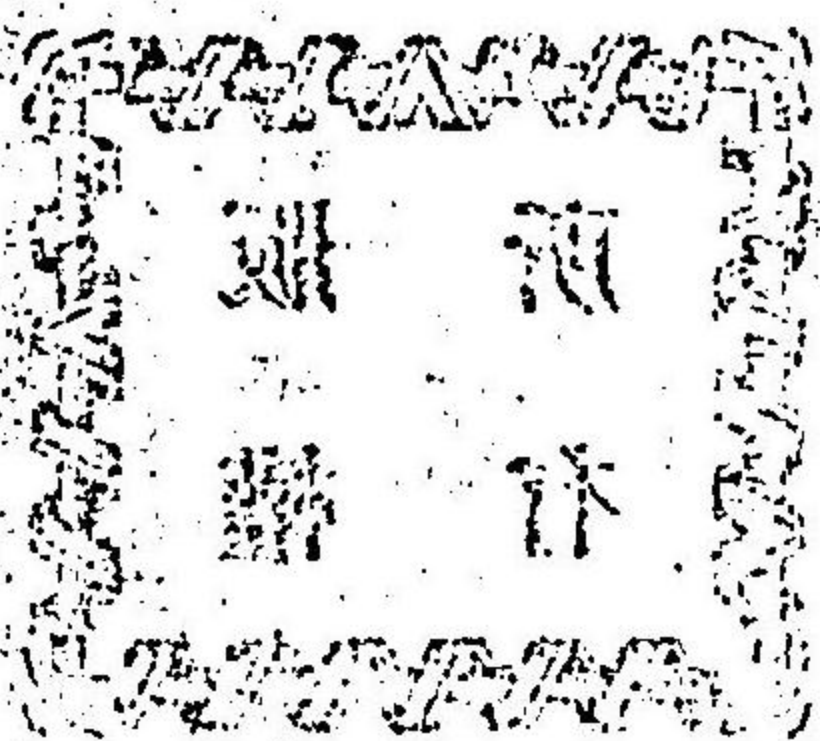
東京市京橋區西紺屋町  
廿六七番地

印刷所

株式會社 英舍

東京市京橋區西紺屋町  
廿六七番地

A-60



東京銀行

東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目

東京銀行

東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目

東京銀行

東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目  
東京市京橋区新橋四丁目

明治三十一年十一月十二日發行  
明治三十一年十一月十二日發行